

# 兵庫県公報

平成28年7月25日 月曜日 号 外

発行人  
兵庫県  
神戸市中央区下山手通  
5丁目10番1号

毎週火曜日及び金曜日発行、  
その日が休日のときはその翌日



(兵庫県民の旗=県旗)

## 目次

### 選挙管理委員会告示

- |   |     |   |
|---|-----|---|
| ○ 兵庫県瀬戸内海海区漁業調整委員会委員及び但馬海区漁業調整委員会委員の選挙の期日 | ページ | 1 |
| ○ 海区漁業調整委員会委員選挙の選挙長及びその職務を代理すべき者          |     | 1 |
| ○ 海区漁業調整委員会委員選挙における選挙長の職務を行う場所            |     | 2 |
| ○ 海区漁業調整委員会委員選挙の選挙会の日時及び場所                |     | 2 |

### 兵庫県瀬戸内海海区漁業調整委員会委員選挙選挙長告示

- |  |   |
|--|---|
| ○ 兵庫県瀬戸内海海区漁業調整委員会委員選挙における選挙立会人を定めるくじを行う日時及び場所 | 2 |
|--|---|

### 但馬海区漁業調整委員会委員選挙選挙長告示

- |   |   |
|---|---|
| ○ 但馬海区漁業調整委員会委員選挙における選挙立会人を定めるくじを行う日時及び場所 | 3 |
|---|---|

## 選挙管理委員会告示

### 兵庫県選挙管理委員会告示第70号

漁業法（昭和24年法律第267号）第94条において準用する公職選挙法（昭和25年法律第100号）第33条第1項の規定により、兵庫県瀬戸内海海区漁業調整委員会委員及び但馬海区漁業調整委員会委員の選挙を平成28年8月3日に行う。

平成28年7月25日

兵庫県選挙管理委員会

委員長 立石幸雄



### 兵庫県選挙管理委員会告示第71号

平成28年8月3日執行の海区漁業調整委員会委員選挙につき、漁業法（昭和24年法律第267号）第94条において準用する公職選挙法（昭和25年法律第100号）第75条第3項及び漁業法施行令（昭和25年政令第30号）第9条において準用する公職選挙法施行令（昭和25年政令第89号）第80条第1項の規定により、選挙長及びその職務を代理すべき者を次のとおり選任する。

平成28年7月25日

兵庫県選挙管理委員会

委員長 立石幸雄

#### 1 兵庫県瀬戸内海海区

##### (1) 選挙長

神戸市須磨区須磨寺町2丁目3番7号

森本 明

##### (2) 選挙長の職務を代理すべき者

神戸市垂水区塩屋町1丁目4番8号

山本 善一

#### 2 但馬海区

##### (1) 選挙長

豊岡市津居山343番地

松本 寛二

##### (2) 選挙長の職務を代理すべき者

美方郡香美町香住区若松676番地の23

竹 中 和 久



**兵庫県選挙管理委員会告示第72号**

平成28年 8月 3日執行の海区漁業調整委員会委員選挙につき、選挙長の職務を行う場所を次のとおり定める。  
平成28年 7月25日

兵庫県選挙管理委員会  
委員長 立石幸雄

1 兵庫県瀬戸内海海区

- (1) 職務を行う場所 兵庫県庁第2号館9階 兵庫県選挙管理委員会室
- (2) 所在地 神戸市中央区下山手通5丁目10番1号

2 但馬海区

平成28年 7月25日

- (1) 職務を行う場所 兵庫県豊岡総合庁舎 豊岡職員福利センター会議室
- (2) 所在地 豊岡市幸町7番11号

平成28年 7月26日以降

- (1) 職務を行う場所 兵庫県豊岡総合庁舎2階 事務室（総務防災課）
- (2) 所在地 豊岡市幸町7番11号



**兵庫県選挙管理委員会告示第73号**

平成28年 8月 3日執行の海区漁業調整委員会委員選挙につき、漁業法（昭和24年法律第267号）第94条において準用する公職選挙法（昭和25年法律第100号）第78条の規定により、選挙会の日時及び場所を次のとおり定める。

平成28年 7月25日

兵庫県選挙管理委員会  
委員長 立石幸雄

1 兵庫県瀬戸内海海区

- (1) 日時 平成28年 8月 4日 午後4時
- (2) 場所 神戸市中央区下山手通5丁目10番1号  
兵庫県庁第2号館9階 兵庫県選挙管理委員会室

2 但馬海区

- (1) 日時 平成28年 8月 4日 午後4時
- (2) 場所 豊岡市幸町7番11号  
兵庫県豊岡総合庁舎 豊岡職員福利センター会議室

**兵庫県瀬戸内海海区漁業調整委員会委員選挙選挙長告示**

**兵庫県瀬戸内海海区漁業調整委員会委員選挙選挙長告示第1号**

平成28年 8月 3日執行の兵庫県瀬戸内海海区漁業調整委員会委員選挙につき、漁業法（昭和24年法律第267号）第94条において準用する公職選挙法（昭和25年法律第100号）第76条において準用する同法第62条第2項（届出のあった選挙立会人が10人を超えるとき）の規定による選挙立会人を定めるくじを行う日時及び場所を次のとおり定める。

平成28年 7月25日

兵庫県瀬戸内海海区漁業調整委員会委員選挙  
選挙長 森本 明

- 1 日時 平成28年 7月31日 午後6時
- 2 場所 神戸市中央区下山手通5丁目10番1号  
兵庫県庁第2号館9階 兵庫県選挙管理委員会室

## 但馬海区漁業調整委員会委員選挙選挙長告示

## 但馬海区漁業調整委員会委員選挙選挙長告示第1号

平成28年8月3日執行の但馬海区漁業調整委員会委員選挙につき、漁業法（昭和24年法律第267号）第94条において準用する公職選挙法（昭和25年法律第100号）第76条において準用する同法第62条第2項（届出のあった選挙立会人が10人を超えるとき）の規定による選挙立会人を定めるくじを行う日時及び場所を次のとおり定める。

平成28年 7月25日

但馬海区漁業調整委員会委員選挙  
選挙長 松 本 寛 二

- 1 日 時 平成28年 7月31日 午後 6 時
- 2 場 所 豊岡市幸町 7 番11号  
兵庫県豊岡総合庁舎 2 階 事務室（総務防災課）